

日本スポーツ社会学会会報

Vol. 66



＝目次＝

1. 第25回日本スポーツ社会学会大会報告 … 2
 2. 2016年度第1回関西学生フォーラム開催のご案内 … 24
 3. 研究委員会からのお知らせ … 24
 4. 編集委員会からのお知らせ … 24
 5. 広報委員会からのお知らせ … 25
 6. 電子ジャーナル委員会からのお知らせ … 25
 7. 2015年度第3回理事会議事録 … 26
 8. 2015年度日本スポーツ社会学会総会議事録 … 30
 9. 事務局からのお願い … 32
- 編集後記 … 33

1. 第 25 回日本スポーツ社会学会大会報告（会場：一橋大学国立キャンパス）

（1）大会実行委員会・一橋大学大学院社会学研究科合同企画①

2016年3月20日（日）10：00～12：00：東2号館2階 2201教室

<テーマセッション> 「オリンピックと社会正義」

〈開会挨拶〉 坂上康博（一橋大学）

〈登壇者〉 鈴木直文（一橋大学）

「オリンピックが開催都市にもたらすもの-「祝賀資本主義」を中心に」
中村英仁（一橋大学）

「レガシー活用の創発的過程とその成果：長野オリンピック後18年の軌跡」

Grace Gonzalez（同志社大学）

「ロンドン2012から東京2020へ：政策移転とオリンピック都市における社会空間ターゲットング」

東原文郎（札幌大学）

「成熟都市への飛躍?!：札幌における2026冬季オリンピック・パラリンピック招致活動の実際と展望」

町村敬志（一橋大学）

「オリンピックと開発主義」

〈パネルディスカッション司会〉 鈴木直文（一橋大学）

〈概要〉

テーマセッション「オリンピックと社会正義」は、大会実行委員会企画として一橋大学大学院社会学研究科との共催で行われた。巨大なメディアおよびマーケティング・イベントと化したオリンピックは、開催都市に必要以上の開発と社会的排除を引き起こす一方で、招致時に語られる「経済効果」の約束が果たされることはなく、それどころかむしろ莫大な負債によって景気減退を招く。このことは、既に世界の常識となりつつある。セッションでは、この問題を「社会正義」という視角から捉え直し、オリンピックにまつわる不正義を少しでも質していくための現実的な道筋を見出すことが意図された。

鈴木報告は、セッション全体の導入として、議論の視角が提示された。アマルティア・センの『正義のアイデア』（2009）に準拠し、センが超越論的的制度主義と呼ぶルールズに代表される主流派の正義論ではなく、公共的理性に基づく民主的で公平な精査を通じて複数の正しさに基づいて現実的に不正義を質す方策を探ることが提起された。オリンピックが都市に引き起こす不正義も、様々な観点から指摘できる。祝祭に乗じた必要以上の開発とそれに伴う性急で暴力的な住民移転は「収奪による資本蓄積」そのものである。それは分配的不正義の拡大を招くだけでなく、生活者の命と尊厳を脅かす。巨大な経済効果を最小限の開発費用で生み出すという約束は、必ず不履行になる。実際にはグローバル企業とIOCが利益を独占し、開催費用が際限なく膨張する。その結果、都市納税者に長年にわたり多大な負担が残される。これはグローバル資本による都市市民の搾取である。これらの不正義は、高度化されたマーケティングと政治的スペクタクルによって演出される祝賀的な雰囲気やに覆い隠される。これをジュールズ・ボイコフは「祝賀資本主義」と呼ぶ。鈴木報告は、まずはこうしたオリンピックの現実を、公共的理性の俎上に乗せることで、「実現可能

な不正義是正への漸進的変化」を起こそうと呼びかけた。

中村報告は、1998年冬季長野大会の開催自治体への長期的な影響を分析するものであった。大会を共催した5自治体が開催直後に揃って不況に苦しむなかで、白馬村だけがインバウンド観光においてV字回復を達成したプロセスを詳細に追った。白馬では当初期待した国内スキー客の増加が全く伸びず、需要増を期待した投資が裏目に出たホテルが多数倒産した。危機に直面した地元商工会は、折しも国が力を入れ始めた「ようこそ！日本」キャンペーンに乗じて、外国人観光客を誘致することに活路を見出す。当初韓国をはじめとしたアジア諸国を中心にアプローチしたが、試行錯誤の結果オーストラリアからのスキー客に焦点を絞ることで、急速な回復を遂げるようになった。この白馬の経験は、オリンピックの「レガシー」が事前の計画通りにもたらされることを期待するのではなく、事後の試行錯誤のプロセスに焦点を当てることの意義を示している。白馬ではオリンピック招致の経験が地域の集合知として試行錯誤の糧となった可能性があるが、他の自治体ではそれが起きなかったことを見逃してはならない。

Gonzalez報告は、オリンピック都市の間でおきる政策移転のプロセスに焦点があてられた。2012年ロンドン大会と2020年東京大会それぞれの招致関係者などへの聞き取り調査を通じて、両大会における政策言説の類似性、とくに都市開発による社会的排除の構図の類似性が指摘された。東京における社会的排除は、新国立競技場建設に伴う明治公園の野宿者排除および都営霞ヶ丘アパートの住民立ち退きという形で表出している。野宿者や住民への聞き取りから明らかにされたのは、都による十分な配慮を欠いた立ち退きの手続きの実態である。1964年東京大会時に建てられた同アパートの住民にとって、50年越しで2度目の移転を迫られることになった。高齢化した住民たちは、長くない余生を生まれ育った地で全うしたかったという思いが強かったことだろう。

東原報告では、2026年の冬季大会招致に意欲を燃やす札幌に焦点が当てられた。1972年の「遺産」が市民に有効に活用されている現状も紹介された。しかし今回の立候補にあたっては、開催費用が大幅に過小評価されている可能性が高いこと、札幌におけるウィンタースポーツ需要の減少傾向であることから、施設の事後利用に期待しにくいことが指摘された。また機会費用の検討例として、オリンピック開催費用と同等の投資を認可保育園設置に回した場合との比較が提示された。最後に、立候補の是非を民主的討議にかけることによって、都市市民としての成熟を目指そうという提案が行われた。

町村報告は「東京オリンピックは、もう始まっている」という副題が添えられ、都市レジームの観点からどのような産業が政策形成のネットワークに入り込み、オリンピックを政策利用しようとしているのかが示された。都市において利害を異にするはずの多様なステークホルダーが、自発的に協力関係を築くことで都市政治を動かす力学を形成する。オリンピック招致の頃に形成された「連結組織」の参加団体のデータを元に、この時期の東京の都市レジームの構成が具体的に描かれた。とくに強調されたのは、メガ・イベントの政策的価値は開催前にこそあり、開催4年前という今のタイミングこそが「本番」なのだという点である。

5つの報告を受けたパネルディスカッションでは、オリンピック研究や都市研究の分野で積み上げられた批判的研究を市民レベルの公共的討議に結びつけるための方策が議論され、都市レジームの一角を占めうる大学人の役割の重要性が再確認された。

文責（鈴木直文／一橋大学）

(2) 学生フォーラム

2016年3月20日(日) 13:00~14:30: 東2号館2階 2201教室

『気づかせる』指導とはどういうものかーコーチングの社会学に向けてー

- <シンポジスト> 平尾 剛 (神戸親和女子大学)
迫 俊道 (大阪商業大学)
<コメンテーター> 倉島 哲 (関西学院大学)
<司会> 小丸 超 (龍谷大学)

本フォーラムの目的は、スポーツ指導における「気づかせる」指導の本質と方法について考察することであった。こうした指導の大切さは、今や常識に属する事柄と言えよう。しかし、この領域は極めて感覚的(主観的)であり、それゆえこれまで科学的(客観的)な考察の埒外に置かれるきらいがあった。そこで、本フォーラムではこの点に果敢に切れ込もうと試みられたのである。

まず、小丸超氏によって、本フォーラムの趣旨が説明された。そこでは、スポーツ界に蔓延する体罰の1つの要因として、主にスポーツ指導者が抱えるジレンマ——成果主義の圧力と身体教育の特殊性——が指摘された。すなわち、スポーツ指導者は常に成果を求められるが、(その成果に直結する)身体技能の向上は、強制的にではなく、学習者が身をもって体得するほかないのである。指導者が成果主義の圧力に屈するとき、体罰は発生しやすくなる。とするならば、体罰を一掃するためには、身体教育の特殊性に目を向け、「気づかせる」指導について考察することが、遠回りに見えて近道なのではないだろうか。

こうした問題意識を共有した上で、平尾剛氏には主に「スポーツ指導における言葉の問題」について報告していただいた。平尾氏によれば、スポーツ指導が目指すのは「感覚(=コツやカン)の受け渡し」であり、この受け渡しのための言葉を工夫することが重要である。この基本的視点に立って、平尾氏には、①指導者の言葉は学習者を試行錯誤に導くためのものであり、「答え」ではなく「問い」と(その問いを解くための)「ヒント」を与えるべきであるという点、②また身体感覚を伝承・共有するために「わざ言語」(感覚の比喩的表現)を使用すべきであるという点について、具体的な指導の場面を例示しながら指摘していただいた(ex. 卵をつかむようにボールをつかむこと)。こうした指導は学習者の「気づき」を「待つ」という点で効率が悪く思える。しかし、体罰や追い込み型指導(恐怖や苦痛)によって一時的に身体能力を発揮させるのではなく、感覚の伝達不可能性を受け入れ、「訥々と押し出される言葉」によって学習者に「気づかせる」ことで、本当の意味での「胆力」が育まれるのだ、と平尾氏は言う。

次に、迫俊道氏には主に「伝統芸能(石内神楽)における指導者と学習者の相互作用」について稽古の動画やインタビューをもとに報告していただいた。石内神楽の練習は、基本的に、「指導者の模範演技を学習者が模倣する」という形で進められる。しかし、迫氏によれば、その技量に応じて指導の内容は変化する。初心者で単純な間違いをした場合、指導者は即座に練習を中断させ、手足の動きや方向の間違いを指摘する。しかし、ある程度の技能が身につくにつれて、指導者は、指導を行う前に、自らの違和感を伝えたり(微細なニュアンス)、学習者の創意工夫を求めたりする、という。すなわち、指導者は、良いイメージを想像し、そのイメージと学習者の動作とを重ね合わせることで、違和感の発生ポイントを探っていくのである。迫氏は、こうした指導者の身振りを「なぞり」と表現し、

学習者による（模倣という意味での）「なぞり」と合わせて、指導者と学習者のあいだでは「二重のなぞり」が行われている、と指摘する。そしてこの「二重のなぞり」がピタッと一致したときに「卒啄同時」と言われる境地が出来するのではないかと推論された。つまり、指導者と学習者の相互作用は、「意味のやりとり」という意味での相互作用ではなく、「感覚のすり合わせ」（二重のなぞり）という意味での相互作用ではないか、というのである。

こうした2人のシンポジストの報告を受け、コメンテーターの倉島哲氏は、主に現象学における「志向性の問題」から本フォーラムを位置づけられた。倉島氏によれば、人間はその存立において「何か」（外的なもの）を志向する生命体である。しかし、まさにそのとき、身体感覚の次元は後景に退き、「見えないもの」になってしまう。この「見えないもの」を「見えるもの」にする試みとして本フォーラムの意義は捉えられる、というのである。

また、フロアの井上俊氏からは主に「コーチングの社会学」の未来について貴重な意見をいただいた。井上氏はコーチングにおける「身体実践の重要性」と「語用論の可能性」に言及された。たとえば、子どもに相撲を教えるとき、いきなり「型」を指摘すると、子どものやる気を削いでしまう。しかし、一度、子どもに「投げられ」、その上で「型」を教えるなら、子どもは素直に聞いてくれることだろう。つまり、同じ言葉でも文脈によって「意味」が変わるのであり、そこに「身体実践」という要件を考慮すれば、新しい研究領域が大きく開かれてくるのではないかと、いうのである。

他にも、小丸氏は平尾氏と迫氏に質問し、両氏から貴重な話をいただいた。その中で、迫氏は「強制的指導と卒啄同時」という2つの理念型のあいだを埋めていく作業が必要であると指摘され、平尾氏には特に「指導者の在り方」について興味深い話をしていただいた。1つだけ挙げれば「指導とは破壊である」という論点である。指導者は学習者の水準まで降りていき、学習者は指導者の水準まで上がっていく。降りるにしても上がるにしても、そこでは現状の自己を破壊しなければならないのであり、指導者に至っては学習者の飛躍に立ち会うという意味で（降りて上がるという）「二重の破壊」が求められるのである。こうした論点は「コーチングの存在論」とでも言えるだろう。

本フォーラムを通して、「コーチングの社会学」は、理論的に言えば、指導者と学習者のあいだの独特の相互作用に目を向けさせるとともに、より深い水準では存在の問題までも含みこむ領域であることが明らかとなった。また、よりアクチュアルな問題で言えば、本フォーラムは体罰問題の解決に向かう1つの端緒としても位置づけられるであろう。

文責（小丸超／龍谷大学）

（3）一般研究発表

【第1室】

<日本スポーツの道程>

2016年3月20日（日）15:00～16:00；東2号館2階 2201教室

座長：西山哲郎（関西大学）

本部会は、当初3人の発表者を迎えて行われる予定であったが、あいにく登壇予定者のお一人が発表を辞退されたので、残りお二人の発表と質疑応答を行った。それぞれの概要は以下の通り。

● 熊澤拓也（一橋大学大学院）／スポーツの近代化・グローバル化と日本化の接続：ジョセフ・マグワイア、アレン・グットマン、中村敏雄の議論を中心に

〈概要〉

本発表は、日本におけるアメリカンフットボールの普及過程に、スポーツ文化の移転に関する主要理論を適用する際、いずれの解釈図式にも収まり切らないものが多々残ることを課題として、事例の個別具体性をスポイルしない準拠枠を再構築しようという野心的な試みであった。

こうした課題設定の意義は評価できるものの、実際の発表では制限時間との関係からか個別具体性への言及が少なく、解決の糸口が見えたとは言いがたかった。なにより、日本への導入が試みられ始めた 20 世紀初頭に、アメフトと他のフットボールとの分化がアメリカでも未完であったことは見過ごしにできない。衰退が始まっていたとはいえ大英帝国の威信が保たれていた 1920 年代に、サッカーやラグビーを押しつけて形態の類似したアメフトの受容が進まなかったとしても不思議ではないだろう。むしろ、特有の防具の使用やルール規定が固まり始めた 1930 年代に、日米間の緊張が高まる状況にもかかわらず、日本で一定の受容があったのは「アメリカナイゼーション」の力の強さを示す事例にもなり得るので、そうした反論を乗り越える工夫が今後求められる。

● 志々田文明（早稲田大学）／柔道と剣道の技術的接点：「崩し」と「刀法」の関係に見る嘉納治五郎の宿題

〈概要〉

本発表は、柔道を創始した嘉納治五郎が、オリンピック委員を務めながらも柔道のスポーツ化に早くから警鐘を鳴らし、刀剣を持った相手や（唐手のように）当て身を使う相手にも対抗できる柔道を目指していたことに注目して、嘉納が未完のまま残した柔道のあるべき姿を「宿題」として検討するものであった。武道・武術の一部としての柔道ではなく、刀剣や打撃を使う相手も圧倒し得る「総合格闘技」としての柔道を構想する試みは確かに興味深い。社会史的な関心からすると、嘉納がなぜ（あるいは、いつ）そうした柔道を提唱したのか、その背景が気になってくる。

そうした「背景」の例として、明治の後半から第二次世界大戦の敗戦まで、日本の武道をめぐるヘゲモニー闘争において講道館と競合関係にあった大日本武徳会の存在があげられる。武徳会との競合関係を視野に入れると、嘉納の主張も（本人の意図とは関係なく）単純に求道精神の発露とは見えにくくなる。講道館の成功のおかげを被りながらも対立する利害関心を持つこともあった古武術の継承者たちは、武徳会を舞台に（名目的には講道館とも）対等の立場で武道の総合を目指していた。江戸時代には柔術より道具を使う武術の方が実戦的と考えられていたこと、また弓術が礼法との関係で身分の高い武士に親和的であったことなどを思い出せば、嘉納の「宿題」が他流の人間には容易に受け入れがたい革命性を帯びていたこともまた見えてくる。

【第 2 室】

＜スポーツ参加者の多様なニーズ＞

2016 年 3 月 20 日（日）14：30～16：00；東 2 号館 2 階 2202 教室

座長：伊藤恵造（秋田大学）

● 常行泰子（高知大学）・稲葉慎太郎（神戸大学大学院）／インターネット利用者を対象とした運動初心者のニーズに関する研究

本報告は、これから運動・スポーツを開始したいと考える人々の運動支援に寄与・貢献することを目的として、中高年が希望する運動の要素や場所などを含めたニーズを明らかにしようとするものである。

インターネット調査会社を通じて 60～69 歳の登録モニター宛てに予備調査をメールにて依頼し、「現在、運動・スポーツをしておらず、今後 6 ヶ月以内に始める予定がある」と回答した「関心期」ステージにある 1,000 名を分析の対象として調査を実施した。その結果、運動・スポーツ実施におけるニーズは、病気や怪我等の予防・改善のみならず、アンチエイジング効果や心身の体調を重視する傾向にあることが明らかにされた。このことを踏まえて、運動初心者に対する運動のマーケティングにおいては、筋力・持久力などのトレーニング効果をブランディングして伝達する必要性が指摘された。

フロアからは、本報告が対象とする 60～69 歳は、他の年代に比べて「インターネット利用者」が少ないことが予想され、このミスマッチをどう考えているのか。また、調査対象者の多くが大都市圏の居住者と思われるが、「地域性」をどう配慮しているのか、といった「インターネット利用者」という調査対象に関する質問が相次いだ。インターネット調査会社の登録モニターを対象とした調査が普及しつつあるとはいえ、そこから得られた調査結果をどのように「現場」に落とし込むかについては、検討の余地が残されていると言えるだろう。

● 清宮孝文・依田充代・門屋貴久（日本体育大学）／体育系大学生の援助要請行動に関する研究

本報告は、「体育系大学生」の属性や部活動所属状況、大学生生活不安度が援助要請行動に与える影響を明らかにしようとするものである。

本報告が対象とする「体育系大学生」とは、運動部に所属する割合が比較的高い「体育系 A 大学」の学生のことを指す。報告者らは「体育系大学生」の中では少数派となる運動部に所属しない学生や退部した学生たちが、在学中に「不安や悩み」を相談できる相手は限られているのではないかという問題意識のもと、「援助要請尺度」に基づく調査を実施した。その結果、部活動に所属する学生の方が所属しない学生に比べて「大学の友人」や「家族」に援助要請を行っていること、部活動を退部した学生の方が部活動に所属する学生や無所属の学生に比べて「大学外の友人」に援助要請を行っていることなどを明らかにした。

報告後の質疑応答は、「援助要請尺度」に基づく分析に関することを始めとして、研究方法に関連した内容を中心に行われた。一例を挙げれば、援助を要請する相手としての「大学の友人」は、実際には「大学の友人」であれば誰でもよいというわけではない。そう考えると、相手の選定はあくまでも援助要請を「する側」と「される側」の相互作用として捉えられる必要があるのではないかという指摘があった。報告者らは今後、質的研究の実施を予定しているとのことであったが、この問題を「体育系 A 大学」内部の制度問題として考えるのか、それとも学生個々の立場に寄り添いつつ考えようとするのかによって、今後の研究の方向性は変わってくるものと思われる。

● 清水友輔（東京学芸大学大学院）／「得意でない」「知らない」種目を選択するということの社会的意味について

本報告は、学校体育における選択制授業において「スポーツ種目を選択する」という行

為が持つ意味を、アルフレッド・シュッツの「レリヴァンス」概念を援用して考察しようとするものである。

報告者は、「好きだから」あるいは「得意だから」という理由である種目を選択することは、生徒の主体性が発揮されているように見えるが、果たしてそのことが生涯スポーツの実践者の育成につながるのかと問いを立て、教育現場において自明視されている「選択する」という行為に注目する。シュッツの「主題的レリヴァンス」、「解釈的レリヴァンス」、そして「動機的レリヴァンス」の検討を踏まえて、これまで特定のレリヴァンスに目が向けられてきた選択制授業の問題点を指摘し、そこを多様なレリヴァンスに出会う「場」として位置付け直していくことの必要性を指摘した。

フロアからは、学校体育に選択制授業が導入されるまでのプロセスを踏まえる必要があるという教育制度に関する指摘や、そもそも選択制授業の導入が生涯スポーツの実践に繋がっていくのかといった学校現場に即した質問が出された。「理解社会学の文脈から考察しよう」とする報告者の意図に反して、フロアからの声が制度に関する内容に集中してしまったのは、抄録集の内容（グラノヴェターの「弱い紐帯の強さ」をめぐる議論の検討）と当日の報告内容とが大幅に変更されていたことに起因するものと思われる。この点は、本報告の理解を深める上でも非常に残念であった。

【第3室】

<運動部活動>

2016年3月20日（日）14:30～15:30；東2号館3階 2301教室

座長：中澤篤史（一橋大学）

● 魚住智広(北海道大学大学院)／運動部活動で形成される生徒文化

魚住氏の発表は、運動部活動に所属する生徒たちが形成する生徒文化を、運動部活動が存続していく過程と照らし合わせて考察することが目指された。具体的には、北海道の高校サッカー部へのフィールドワークを通じて、そこで見られた「生徒のサボり」に注目し、なぜ生徒のサボりが容認されているのかを明らかにしようと分析が試みられた。その上で結論的に、転倒した運動部活動の存続過程のメカニズムが主張された。魚住氏によると、サボる生徒が容認されるわけは、運動部活動に積極的な生徒にとっては、チームが成立する部員数を確保するために、サボる生徒ですら必要となるからであり、顧問教員にとっては、生徒に通学を動機付けようとするために、たとえサボっても生徒を厳しく指導することはないからであるという。こうした事例の様相は、「無統制による統制」と逆説的に表現された。

質疑応答では、実証に必要なデータが十分に示されたのかどうか、サボる生徒が完全にサッカー部を退部してしまわないのはなぜなのか、結局、テーマとして掲げられた生徒文化は描くことができたのかどうか、などについて議論された。

● 栗山靖弘(筑波大学大学院)／『実績関係』を介したスポーツ推薦入試に関する研究：強豪校野球部員の大学進学における進路形成を手がかりとして

栗山氏の発表は、大学入試におけるスポーツ推薦入試が、進路決定の仕組みとしてどのような特徴をもっているかを明らかにすることが目指された。具体的には、スポーツ推薦を利用した進学先の決定が、高校と大学の部活動の指導者間に結ばれる「実績関係」に支

えられて成り立っていることを、強豪校野球部の事例調査をもとに分析が試みられた。教育社会学領域で概念化された「実績関係」の意味について整理された後、事例として取り上げられた高校野球部員の進路形成の様相が紹介された。そこでは、212名分の高校卒業後の進路先、大学進学の際の受験形態、競技レベルごとに見たスポーツ推薦での進学者の動向など、興味深いデータが分析された。その上で栗山氏は、スポーツ推薦入試を利用した進学先決定メカニズムは、高校と大学の指導者間の「実績関係」が重要な役割を果たしている、と結論的に主張された。

質疑応答では、当該テーマの進路形成メカニズムへより詳細に迫るためには、スポーツ推薦のあり方の多様性、いわゆる「ブローカー」の存在といった仲介ビジネスの実態、学生確保に迫られる大学側の動向などにも注目すべきではないか、と議論された。

【第3室】

＜保健体育科教員・スポーツ指導＞

2016年3月20日（日）15：30～17：00；東2号館3階 2301教室

座長：山崎貴史（北海道大学）

● 門屋貴久・後藤彰・依田充代・清宮孝文（日本体育大学）／中学校保健体育科教員の役割に関する研究—職務上の役割期待に着目して—

門屋氏の報告は保健体育科教諭の行動と状況（学校において実際どのような業務を中心としているのか）と他教員からの期待（他教員からどのような役割を求められているか）との関係性を質問紙調査から実証的に明らかにしようとするものである。保健体育科教諭は教科指導を行いたいという欲求を持っているのに対し、他教員からは生活指導を期待されていると感じ、実際に生活指導を中心的な業務としているという。以上から、保健体育科教諭の「行動」は周囲からの「期待」に強く影響を受けていることを明らかにした。フロアからは、報告で示唆された実証的データを政策との関連から、再度解釈する必要があるのではないかという指摘がなされた。

本報告は、保健体育科教諭の置かれている状況がアクチュアルな問題となっている現在、貴重なデータを提供している点で意義のあるものであった。しかし、教諭が周囲からの期待に影響されているという結論は、その関係性を単純化しすぎてもいるようにも思える。保健体育科教諭の行動と期待の関係性をより複雑化していく点に、社会学の重要な仕事があるのではないだろうか。

● 栗田顯・津吉哲士（関西大学大学院人間健康研究科）／スポーツ指導論の社会的規定要因—著名スポーツ指導者における著作の分析を通して—

栗田氏の報告はスポーツ指導論がいかに社会的要因によって規定されているかを明らかにするものである。そのために、著名スポーツ指導者の著作を①指導者の遭遇した「現象」、②指導者がとった「手段」、③理論的背景に着目して分析した。70年代には選手をあらゆる面で管理するという指導が、90年代には科学的なトレーニングと選手の声に耳を傾ける指導が、2000年代には対話を重視した指導が導入されたという。そして、それぞれの背景には70年代の管理社会、90年代の情報化社会と臨床心理学の興隆、2000年代の「説明責任」といった社会的要因があったことが推測できると指摘した。

フロアからは、時代区分と対象選定についての質問、指導法と社会的要因の関連が曖昧

なまま論じられているのではないかという指摘がなされた。また、社会的要因が指導を規定しているという視点ではなく、メディア論の視点から時代が要請する指導法を浮かび上がらせることで、社会の変容に迫っていく研究の方が興味深いのではないかという指摘もなされた。

● 小谷寛二（川塾「馬関」）／なぜ、体罰はやまないのか—判例考察を中心して

小谷氏は体育と部活動における体罰をめぐる判例を考察することで、時代によって体罰に対する法的責任と制裁がどのように取り扱われてきたかを明らかにした。体罰の法的責任は社会における体罰の認定範囲の変容と連動していること、そして体罰問題に対する法的制裁が作動しないことから、父母や生徒が体罰問題を問うことを難しくしていることを示した。体罰に対する法的制裁が社会における体罰の認識に影響を受けており、体罰問題の責任を法的領域で問題化できなくさせているのは、日本の社会にあると結論づける。

フロアからは、スポーツ社会学は社会的領域においていかに体罰を問題化できるかを考え続けるべきだという指摘がなされ、それに対し小谷氏はあくまでも体罰を行った教師への刑事・民事処分が必要であり、それなくして体罰撲滅はないと述べた。

近年、体罰問題や体育教員の過酷な労働現状の告発もあり、体育と部活動はきわめてアクチュアルな対象となっている。すべての報告はスポーツ社会学が体育と部活動の問題にどう向き合い、何を論じていくべきなのかを考えさせるものであった。今後も本セッションの報告者には理論的・実証的にさらなる研究を期待したい。

【第1室】

＜スポーツとナショナリズム＞

2016年3月21日（月）9：00～10：00；東2号館2階 2201教室

座長：高尾将幸（東京理科大学）

● 有元 健（国際基督教大学／2002年W杯の遺産？—あるローカルクラブのファンにおけるナショナリズムの構築について）

報告者はかつて、2002年サッカーW杯の大分会場のフィールドワークから、ローカルリズムが、一時的であるとはいえ、コスモポリタンな空間へと変容するという経験が、サッカーを通じて集った人々にもたらされたと論じた。本報告は、大分トリニータの元サポーターで、現在はナショナリストとして行動する人物（Y氏）を事例に、報告者の上述の結論を再検証しようとするものである。ローカルな誇りの意識とコスモポリタンな空間を経験したはずのY氏が、なぜナショナリストになったのか、そしてW杯を含むサッカーの経験はそのこととどのように結びつくのか、というのが具体的な問いである。

分析の結果、Y氏が抱くナショナリズムは、今の日本が貶められており、本来の誇りある強い日本を取り戻さなければならない、という論理から成り立っていることが示された。報告者は、(1) Y氏がW杯をきっかけにしたトリニータの活躍にローカルな誇りの意識を抱きながらも、日本を“貶める”近隣諸国への嫌悪感を内面化するという両義性が存在したこと、(2) 韓国サッカーの人脈に依存してきたトリニータを愛し、かつ彼らとの個人的な関係性を受容しながらも、国対国、民族どうしになると嫌悪感を持ってしまうこと、そしてそれらがY氏のなかで分離しながら共存すること、という点がサッカー文化に見出されると結論付けている。

フロアからは、データの代表性がどれほど担保され得るのかという質問がなされた。また、新自由主義的政治状況に対して精神分析理論を援用するという野心的な試みがなされているが、これらを実証に耐えうる水準に落とし込むことができれば、スポーツとナショナルリズムの現在性により接近できるのではないだろうか。追跡的な調査の段階でもあり、今後の更なる展開が期待される。

● 松島剛史（立命館大学／ラグビー日本代表とネイションの二重性——スポーツ・ナショナルリズムの理解に向けて）

本報告では、ラグビー日本代表を、ワールドカップとオリンピックというイベントを通じて二つのネイションを形成する運動として捉え、日本社会におけるスポーツとナショナルリズムの関係性を考察することを目的としている。

報告者によると、ラグビーの代表資格規定は国籍を必須要件としていないものの、実はそこには独自性や可変性が存在するという。そもそもイギリス・アイルランドという地域で共有されるにすぎなかった規範は、1980年代以降、ラグビーの規模拡大とともに脱ローカル化していく。1995年には国際規定が制定され、1999年には一国主義条項が制定されるなど、統括団体であるワールドラグビーは、代表選手・チームとその国の結びつきを強める方略をとるようになる。これに、7人制ラグビーのオリンピック種目化も重なる。

日本代表について言えば、海外出身選手を代表選手に起用することが、当初から強化策として継続されている。規定上何ら問題のないこの多民族的な編成戦略は、しかしながら、マスメディアによってしばしば否定的な評価の対象になってきた。報告者によれば、これに対し、ラグビー関係者を中心として、ラグビーという競技の歴史的な独自性、戦術やアイデンティティの共有、献身性や帰属における同一性、などに準拠した対抗的な言説も発せられるようになる。これによって〈国籍主義的で狭義の「日本人」像／多様かつ広義な「日本人」像〉をめぐる言論のアリーナが形作られることになったという。また、報告者は、前者がオリンピック7人制代表と、後者がワールドカップに、それぞれ適合しているという。

こうしたラグビーをめぐる二重の「日本人」像の形成を、報告者は近年の国家戦略的なスポーツ政策の動向と関連付けて、読み解いている。それによれば、スポーツ基本法という回路を通じて、これらの「日本人」像はより大きな日本人カテゴリーに包摂され、国家の政治的プロジェクトを駆動させるエネルギーになるという。

フロアからは、こうしたナショナルリズムのあり方や国家戦略について報告者はどのようなスタンスをとるのか、ラグビーへの政府・JOCからの補助金は実際にどう推移しているのか、といった質問がなされた。二重の「日本人」像が、実際に国家の政治的プロジェクトを駆動させるエネルギーになり得ているかどうかは、具体的なデータや事例を用いた実証が必要である。また、二重の「日本人」像が「より大きな日本人カテゴリーに包摂されるのか、それともずれや矛盾を孕んだ節合が存在するのか、ラグビーという種目の特性も踏まえて、慎重な見極めが求められるだろう。今後の展開が期待される。

【第1室】

<オリンピックの効果とレガシー>

2016年3月21日（月）10:00～11:00；東2号館2階 2201教室

座長：浜田雄介（九州共立大学）

● 相原正道（大阪経済大学）／2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の経済効果—成長戦略と地方創生の視点から—

本報告では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催によって日本の経済水準が持続的に押し上げられるという前提のもと、2019年のラグビーワールドカップ、2021年の関西ワールドマスターズゲームズを合わせた「スポーツ・トリプルイヤーズ」における地方成長戦略の可能性が提起された。大阪府を例として、オリンピックムーブメント教育の実践、スポーツを活用した国際交流や社会貢献、スタジアムを多機能化するスマートベニュー構想、既存の社会資源を用いたスポーツイベントの開催といった諸案が、連続性のあるものとして論じられた。

総じて本報告は、「スポーツ・トリプルイヤーズ」とその後を見据えて多様な活動をつなげる戦略的枠組みの必要性が示唆するものだったと思われる。フロアからは、経済学的な本報告の論点に対してスポーツ社会学はどのように貢献しうるのかという質問があり、成長の発端となるイノベーションが起こる動向に着目した研究に社会学的手法が有用ではないかとのことだった。また本報告が「例えばこのようなことができる可能性がある」という提案を主旨としていたことから、研究としての目的、研究対象となる戦略の主体、導かれる知見とはそれぞれ何なのか、実際の大阪府の動向はどのようなものかといった議論もなされた。

● 海老島均（成城大学）／イギリスの自転車文化に関する研究：オリンピック・レガシー，クリティカル・マス，サブカルチャーが交錯する空間

本報告では、2012年のロンドンオリンピック以降のイギリスにおけるサイクリング実践者数の増加について、イギリスチームの活躍や Sport England によるスポーツ振興戦略といったオリンピック・レガシーのみに収斂されない要因の複合性が論じられた。自転車利用環境の改善を求める市民グループの活動や、イギリス政府による Cycle to Work Scheme の自転車利用者増加に対する寄与などを踏まえながら、ロンドンにおける自転車利用が文化的、環境的にスポーツの要素を含んでいること、そして実際にイベント参加やクラブ加入といったスポーツの世界へとつながっていることが明らかにされた。結論では、通勤から競技スポーツといった自転車利用の多様性およびそれらのオーバーラップ、インターネットを介した中間集团的組織や MAMIL のような新しい中流文化の形成など、自転車を取り巻く複雑で多様な社会的コンテクストがオリンピック・レガシーと結びついた所産として、イギリスの自転車人気を理解された。

報告後は Sport England の振興戦略に対する評価に関して質問がなされ、包括的ではないが一定の影響力は認められるとのことだった。またイギリスの事例はインフラ環境および自転車人口の増加傾向が類似している日本のスポーツ文化に向けた提言を行う上でも参考になるという議論から、本報告の意義の一端を確認することができた。

【第1室】

<スポーツと公共性>

2016年3月21日（月）11：00～12：00；東2号館2階 2201教室

座長：村田周祐（東北福祉大学）

● 奥田 睦子（金沢大学）／ドイツのリハビリテーションスポーツシステムの公共性

本報告は、ドイツのリハビリテーションスポーツシステムにおける連邦リハビリテーション連合(Bundesarbeitsgemeinschaft für Rehabilitation e V 以下BAR)の役割を論じたものであった。

ドイツのリハビリテーションスポーツの概要と、そこでの合意形成（受領者、提供者、コスト負担者）の調整役として行政組織ではなく民間非営利団体であるBARが存在している事実が提示された。その上で、斎藤純一（2009）の「共同性＝閉じられた空間」「公共性＝誰にでも開かれた空間」という二分法を援用し、BARがドイツのリハビリテーションスポーツというシステムに公共性を付与していると結論付けられた。

会場からの質問は、BARという組織の存立要因（財政的・社会的な要因）に関する点に集中した。奥田氏からは、BARを存立させる土台には「スポーツをしたい」という本源的なスポーツ欲求があり、それがBARの経済的な社会的な下支えとなっているのではないかという返答であった。

この質疑応答の内容に顕著に表れているように、調査過程に言語的・時間的制約があったとはいえ、発表内容がBARという組織の制度的な紹介に留まり、それを維持させ続けてきた「しくみ」が透かし見えてこなかった点は残念であった。そのため、BARがドイツのリハビリテーションスポーツに公共性を付与させているという結論も内実に欠け、説得的なものではなかったように思われる。ただし、ドイツに固有であろう「リハビリテーションスポーツ」という制度や概念から、日本の「障がい者」をめぐる制度やスポーツを捉え返す試み自体は、会場の反応が良いテーマであることは間違いのないように感じた。

● 嘉門良亮（筑波大学大学院）・松村和則（筑波大学）／地域の共同性とスポーツが生み出す「公共性」の変容

本報告は、福島県北塩原村W集落に暮らす人々の営みを事例に、スポーツをめぐる公共性の議論に言及しようとする発表であった。まず、嘉門氏の問題意識とその視座からスポーツと公共性をめぐる議論が整理された。これまでのスポーツと公共性をめぐる議論は下からの公共性として「支配されていない」という点が強調されてきたという。それに対し、嘉門氏は「そもそも支配が問題なのか」と述べ「支配構造の中で抵抗したり読み替えたりしていく実践」に目を向けるという。

事例として、区会議事録の記載変遷や、村人のスキー場利用の経験（民宿、村スキー大会）が、スポーツを生活（生業と教育）に組み込んでいく実践として紹介された。結論では、開発主義に結びついた「スポーツの公共性」を、生活（生業と教育）を基盤にした「スポーツの公共性」に係留した人々の営みとして事例がまとめられた。その上で、本事例からはスポーツの「公共性の重層化」が認められると述べられた。質疑応答では、事例と結論の関係をめぐる確認や質問がなされ、嘉門氏からは「公共性の重層化」を補足する形で返答がなされた。

質疑応答からも分かるように、全体として論理整合性に欠ける発表内容であり、発表者の意図が会場に伝わらなかった点で残念であった。司会として感じた本報告の問題点は、フィールドワークが質量ともに不十分で、本報告の要である「独自のスポーツ活用戦術」の内実が伝わってこなかった点である。そのため「公共性の重層化」という結論が説得的ではなかった。さらに言えば、本報告の問いが「そもそも支配が問題なのか？」と設定されたことで、論点が不明瞭になってしまったように思う。なぜなら、嘉門氏が描写したい「戦略」や「抵抗」は「支配」との関係の中ではじめて表現できる営みなのではないと考える

からである。嘉門氏のいう「戦術」や「抵抗」とはどこに向かっているのか？そして、それらと「スポーツの公共性」がどのような関係にあるのか。ズレている（重層化）というならば、その主張が学術的にどのような貢献に結びつくのだろうか。報告者自身の問題意識を明瞭にし、フィールドワークの意味そのものから再考していく必要があるのではないだろうか。

【第2室】

＜スポーツと地域研究＞

2016年3月21日（月）9：00～10：30；東2号館2階 2202教室

座長：後藤貴浩（国士舘大学）

● 岩瀬裕子（首都大学東京人文科学研究科）／スペイン・カタルーニャ州「人間の塔」における伝承～「真正性の水準」を手がかりに～

岩瀬氏は、レヴィ・ストロースの「真正性の水準」を手がかりに、スペイン・カタルーニャ州で受け継がれる「人間の塔」の知識や身体技法の伝承のあり方について報告した。氏は、文献調査およびフィールドワークを通して、以下の知見が得られたとする。「人間の塔」の世界ではマスメディアや印刷物の影響（非真正な社会の影響）により、受け継がれる身体技法や歴史が一般化される傾向にある。しかし、現実には、対面的な直接的コミュニケーションを通して、そのひとの代替不可能で単独的な「人間の塔」の伝承が生み出され、一般化されない価値を共有している。このような単独性を担保した伝承の複数性は、身体技法や歴史の「二重化」により「真正性の水準」を確保することで可能となっている。

フロアからは、事実確認や資料の妥当性に関する質問のほか、「一人の人間が他の一人によってまるごと理解されるということに基づいた単独性を担保した伝承」という知見はどのような実証データから導かれたのかということが確認され、氏が自ら経験した出来事をもとに回答がなされた。問題意識も明確であり、長期にわたる参与観察も行われているだけに、より綿密な実証データの提示によって説得力のある発表になったのではないかと思われる。また、先行研究との関係についても若干の説明が必要であったように思われる。

● 千葉直樹（北翔大学）／ブルキナファソへの野球の普及活動と「プロチャレンジ・プロジェクト」

千葉氏は、ブルキナファソで青年海外協力隊の隊員として野球の普及活動に従事した青年（出合氏）を事例に、現地での普及活動とその後の日本の独立リーグへのトライアウト支援活動および日本とブルキナファソのスポーツ文化の違いについて検討した。出合氏への2度のインタビュー調査をもとに以下の点が報告された。ブルキナファソの野球は余暇の一つでしかなく、出合氏は彼らの野球に対する姿勢に疑問を持ちながら指導していた。しかし、日本でプロ野球選手になりたいという少年と出会い、その夢を実現する支援活動が生きがいとなった。出合氏は、赴任期間で支援活動を終えることは無責任だからという理由で、日本での独立リーグへのトライアウトを支援し続けている。管理された窮屈な日本の野球と自由で主体的に挑戦するブルキナファソの野球には大きな違いがある。一方で、現地の青年たちは日本の高校野球の慣習を自発的に取り入れるなど日本への憧れも強い。出合氏にとって、このような一連の活動や経験は、自らの野球観や人生観を相対的に見つめ直す機会となった。

フロアからは、インタビュー調査の方法、発展途上国でなぜ野球の支援なのか、子どもたちはどのような過程を通して日本のプロ野球に挑戦したいと思うようになったのか、出合氏は日本でプロ野球を目指すうえでのリスクをどのように捉えているのか、といった質問が出されたが、いずれも質問者と報告者の議論がかみ合わなかった。それは、報告者の問題関心が何にあるのか、また、「開発とスポーツ」研究に対する本報告の位置づけが不明確であったことに原因があると思われる。また、導き出された結論が十分に実証されていない点も気になった。

● **張 寿山（明治大学教養デザイン研究科）／スポーツ組織における主体としての観客・サポーター—Supporter owned football club を理念とする FC United of Manchester の運営実態を通じた考察—**

張氏は、スポーツに特有な組織である「コミュニティ型スポーツクラブ」の実例として「FC United of Manchester」を取り上げ、その運営実態と発展の背景について分析した。氏によると、スポーツ法人組織を、プロアマチュア、営利—非営利の4象限で分類した場合、「コミュニティ型スポーツクラブ」は全象限を網羅するものであり、第1象限(プロ—営利)で得られた富は、全象限に振り分けられ多様性・透明性が担保されているとする。その実例としてのFC Unitedについて、理念、組織、財務の面から分析し、クラブ発展の条件について報告された。FC Unitedは、スポーツの主役はサポーターであるという理念のもとで運営がなされており、スポーツで得られた富を民主的な方法でスポーツに還流している。クラブが発展した条件として、分厚い市民階層を持つ成熟した地域社会が存在したこと、スポーツクラブが活用できる充実した法人制度が存在したこと、Premier League、FAの潤沢な収入に基づく基金が存在したということが提示された。

フロアからは、語句の定義等について確認されたほか、クラブの置かれている地域性や社会的背景について説明が求められた。報告者は、マンチェスターの各クラブの地域的状況を説明し、FC Unitedは新しいクラブとしてその独自の運営スタイルが注目されていると回答した。それに対し質問者からは、クラブを支える深層、例えば住民の階層性やアイデンティティにも迫るべきではないかという意見が出された。本報告はクラブの経営学的な分析が中心となっており、報告者がスポーツ組織の主体と設定する観客・サポーター(住民)やクラブと社会(地域)との関係などが十分に分析されていないように思われた。

【第2室】

＜スポーツ・身体・視線＞

2016年3月21日(月) 10:30~12:00; 東2号館2階 2202教室

座長: 渡 正 (順天堂大学)

● **海老田大五朗（新潟青陵大学）／柔道形の予期に関するエスノメソドロジー的研究**

＜概要＞

本研究はある柔道の試合での実況中継を取り上げ、選手や解説者、そして柔道を見ている者達に共有されている「予期」がいかなるものであるのかを検討したものである。通常、この「予期」は組み合った時の身体感覚が参照されるというが、本研究のデータにおいては、実際には組み合っていない解説者によっても「予期」が共有されている。ここから、柔道の実践には共有可能な「予期」があるとし、いかなる知識を参照すればそれが可能か

をデータセッションにおける協働的分析から導き出している。

柔道が実践され、予期が可能になるにはいくつかの前提がある。例えば柔道では、有効な技が入った時、それが「一本」であれば即座に試合が終了する。言い換えれば実践者は試合においてまず「一本」を取られないことを目指す。そのため柔道の試合の大半を占める組手争いも「一本」を取られない組手が優先されるという。そのための組手の方法はある種「規範化」されているという。取り上げられた中継において、解説者は視聴者に対し、この「規範化された組手」の手順からの逸脱が起きたことを根拠に、通常とは異なる技が一方の選手によって目指されていることを言い当てた。我々のスポーツにおける「予期」は特定の身体動作がその規範的な順序に位置づけられることによって可能になる。実践に習熟するとは、こうした身体動作の規範的な順序を身につけるということでもあるという。

この発表についてフロアからは、認知心理学のような行動主義的心理学においてスポーツ選手の知覚と行動の関連の研究との差異、すなわちスポーツ社会学的な強みはどこにあるのかについて質問がなされた。この点について海老田氏は、本研究で捉えようとしたのは、単純に試合中のける知覚および、その知覚への反応としての行動ではなく、どこを見るか、何を感じるかという知覚自体が何らかの規範や秩序によって可能になっているという点であり、それを発見する点にこそ実践をスポーツ社会学的に研究することの強みが存在するのではないかということだった。

● 岡田光弘（国際基督教大学）／スポーツのワーク研究：オート・エスノグラフィーから観察社会学へ

<概要>

本研究は岡田氏が提唱する観察社会学（エスノメソドロジー）的研究をスポーツ社会学に導入するための理論的把握の試みであった。そのために岡田氏はこれまでのスポーツの実践自体を取り扱ってきた現象学的社会学やエスノメソドロジー的研究の学説史を考察する。研究者が現象学的社会学のプログラムに従うときに出来るのは「行為者視点の問題」である。これは「私たち一彼ら問題」すなわち「他者理解の不可能性」の問題である。この問題に対してガーフィンケルは「行為者がどのように行為を接続するのか」という問いへ転換することによりこうした独我論的問題から脱出したという。そのため、現在では第1報告の海老田氏が行ったように、データセッションや動画データ、会話データ等を用いて公共的なデータ分析を行うのであるとする。

こうした状況に対して岡田氏は観察社会学という現象学的社会学にエスノグラフィー等を導入したあり方を提唱する。既存のエスノメソドロジー的研究との相違点として、観察社会学は社会秩序を達成している方法としてのリソースを研究するプログラムである。リソースとは相互行為を生み出したり実践を成立させたりするための前提知識や規範のことを指す。すなわち、相互行為のありようを分析するためには参加者が使っている知識やそれがもつ規範を明らかにしなければならないのである。観察社会学には、社会秩序が具体化されているプロセスのなかで、そこで実際に使われているリソース、行為の前提を明らかにでき、社会秩序の生成を経験的に明らかにすることができるという利点があるのだと方向者は主張する。

フロアからは、岡田氏の主張にたいして方法論的な問題について複数質問があった。相互行為における行為のつながりや規範的な秩序の研究は行動主義的な心理学との差異は、結果として出てくるものが社会学的なのか、あるいは方法論的な、分析の段階で心理学との差異があるのか。社会学がもつ参与観察という方法はより現場に近づくことができる点

が心理学的研究との差異となるはずという応答があった。

● 山内朋也（東京学芸大学大学院）／ミードにおける「I」の概念と「身体」

<概要>

山内氏は、スポーツをする子とそうでない子の二極化においては、友人の目を気にして活動する状況という問題があるという。これは自分が友達からどのように見られているか、自我意識に関わる事象だと指摘する。運動をめぐる問題に自我意識が関連しているとの推定から、G.H.ミードの自我論の観点とスポーツ活動との関連を検討したのが本研究である。目的は、この検討から子どものスポーツ実践の二極化の解決に資する知見を提示することである。

周知のようにミードは自己を「I（主我）」と「Me（客我）」からなるとしたが、山内氏によれば、「I」の概念はミードによる言及も少なく、多様な解釈が行われているという。山内氏は、ミードが「身体」をどのように捉えていたかを検討することから、3つの身体概念を導出している。すなわち(1)思考や判断などに統制されない身体である「生理的身体」、(2)身体を有意味シンボルとする「シンボリック的身体」、(3)主体と客体が融合してしまうような「溶解的身体」である。さらに、ミードにおける3つの「身体概念」と「I」が密接に結びつくことを、作田啓一や船津衛の議論を参考に導き出している。特にミードの身体概念は「I」の概念を説明する補助線であるとの認識が示され、身体概念と自我の主体的側面である「I」との結びつきからスポーツという身体文化や体育実践を再検討する糸口となると主張された。

フロアからは、本研究における「生理的身体」「シンボリック的身体」「溶解的身体」の区別に関して幾つか質問が行われた。特に具体的な実践におけるこうした区別の可能性と必要性が焦点となった。こうした身体の区別と本研究の問題関心であるスポーツ実践の二極化の問題の関連性も議論された。は、「I」を身体から捉え直すことで、主体的に取り組む子どもを検討する一つの視点になるのではないかと述べる。だが、フロアからもあったように、主体性を身体の側から捉え直すこと自体は理解できるが、それがスポーツ実践・体育実践の課題の解決にどう繋がるのかについては依然として判然としなかった。理論的な検討と実践的な課題を結びつける際の理路の整理が今後求められるように思われる。

【第3室】

<コミュニケーション・アイデンティティ>

2016年3月21日（月）9：00～10：30；東2号館3階 2301教室

座長：迫 俊道（大阪商業大学）

● 佐藤 聖（東京学芸大学大学院）／若者のスポーツ観戦場面におけるコミュニケーション

佐藤氏の報告は北田の『広告都市・東京—その誕生と死—』の中で「つながりの社会性」に取り憑かれた人々には「スポーツ観戦」も他者とつながる素材にすぎない（スポーツを見ることを目的とせず他者と接続することを目的としている）という指摘に関連して、スポーツ観戦特有の社会性を論じたものであった。対立する関係性を忌避し対等な人間関係が形成されることを志向する「つながりの社会性」と「スポーツ観戦の場における社会性」の差異を詳細に検討することを目論んだ内容であった。また、佐藤氏は社会学者の作田啓

一の「生成の論理」「定着の論理」に関する考察を援用し、定着の論理の意味合いの強い「つながりの社会性」、生成の論理の特徴を帯びている「スポーツの社会性」の対比を示している。

質疑応答で主に議論されたのは「観戦の場面」についてである。報告の内容から佐藤氏は観戦の場面はライブでスポーツを観戦するということを想定しているように思われた。スポーツ観戦は様々な場面、またライブとメディアの複合的なケースも考えられる。「つながりの社会性」と「スポーツの社会性」について論じるには観戦の実践場面との関連性の精査は不可欠である。スポーツ観戦のコミュニケーション論を考える上で貴重な問題提起につながる報告であった。

● 高峰 修（明治大学）／スポーツ領域におけるトランスジェンダー・アスリートの国内新聞報道分析

高峰氏の報告はトランスジェンダー・アスリートが性別二元性を問い直す存在ではないかという問いに立脚し、国内外のトランスジェンダー・アスリートが国内メディア（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の新聞報道）によってどのように取り上げられてきたのかを検討している。トランスジェンダー・アスリートの報道数の変化を5年間ごとにグラフ化し、さらにそれらの期間の中で象徴的な事例を提示された。報告の後半では性別確認検査について失格者による反発や抵抗の内容が示された。これまでの紙面での報道は筋力に基づく性別二元性についての話題が多く、トランスジェンダー・アスリートの存在や性別二元性を問い直すという発想が見られないという問題を高峰氏は指摘する。性別確認検査については具体的な精度に疑問の余地があること、また人権・倫理的な問題も指摘されていることも報告された。

質疑応答では、ある期間において新聞報道で数多く取り上げられる件数が多い要因は何かということが質問された。これには個々の事例、制度が影響を与えていることであった。またトランスジェンダーの定義については一枚岩ではないこともあるが、トランスセクシュアルという言葉などに比べて一番幅広く使われていることから本報告ではこの言葉が使用されたようであった。トランスジェンダー・アスリートに対する研究への関心を大変強く呼び起こす発表であった。

● 高水あゆみ（東京学芸大学大学院）／スポーツに現れた「仮装」とは何か

高水氏の報告はスポーツ場面における「仮装」に着目したものである。「仮装」の定義、議論、分類を整理することを通じて「仮装」がどのような行為であるのか、「仮装」の流行する現代社会とスポーツの関係性を読み解くことを目的としている。高水氏はまず「仮装」の概念とそれに附随する議論から「仮装」行為には両義性（自の確認と自の忘却）が含まれていることを指摘する。さらに高水氏は鷲田の著書『モードの迷宮』から「拘束」「隠蔽」「変形」の3つのキーワードに関する議論を詳細に提示しながら論点の整理を試みている。そして、マラソンにおける「仮装」は「普段の自分とは異なる姿になる仮装」「普段の自分とは異なる自分になる仮装」「他者になりきる仮装」、以上の3つに分類し、スポーツにおける「仮装」は「普段の自分とは異なる姿になる仮装」「普段の自分とは異なる自分になる仮装」の2つに分類されると指摘する。

質疑応答において「スポーツをすること自体が仮装ではないのか」という質問があった。報告資料の多くはスポーツ活動場面以外をも含む「仮装」に関する理論や分析枠組みであり、日常からスポーツ場面への移行に伴う「仮装」の意味の検証は極めて重要である。そ

の上でマラソンや山登りに加えて、他のスポーツの「仮装」事例を集積し、その特質について精査が行われればさらに内容の厚い「仮装」論の展開が期待出来ると思われる。

【第3室】

＜女性スポーツの今＞

2016年3月21日（月）10：30～12：00；東2号館3階 2301教室

座長：水野英莉（流通科学大学）

● 申恩真（北海道大学大学院）／同質と異質が共存する女子サッカー空間に関する社会学的研究

本報告は、日本の女子サッカー選手の競技環境において、どのような問題や課題があるのかについて、女子サッカーリーグに属すチームへの調査によって明らかにしている。冒頭では、若い男女選手を不安定な労働条件によって雇用しようとする企業の問題や、クラブチームの運営や練習環境などチームの環境づくりの重要性について論じた研究が紹介された。申氏が設定した課題は、先行研究が明らかにした練習や試合などの競技の場での問題のみならず、選手が実際に日々経験する困難や日常生活における問題とは何かを明らかにすることであった。選手のサポート体制を考えるため、サッカーと日常生活を合わせて「競技生活形態」と呼ぶことで、競技面と生活面の両面からのアプローチを提案した。

報告では、チーム内のプロ契約選手とアマチュア契約の選手の事例が示された。アマチュア契約の選手はスポンサー企業に働くもの、一般企業に働くもの、学生選手などが含まれる。プロ選手は安定的に雇用されているもののプレッシャーは大きく、両立している選手は身体的な疲労がたまる生活を続けていた。同じチームの選手でありながら、生活は多種多様であり、選手のサポート体制を考えるうえで欠かせない視点であることがよく理解できる。丹念な調査に裏打ちされた豊富なデータ量があり、魅力ある視点・分析であった。フロアからはチームの水準による違いの可能性（より強いチームではどうか）等が指摘され、結果の精緻化を期待する意見が見られた。個人的にはこのチーム内の同質性と差異がチームの秩序やダイナミクス、試合の内容や成績等にどのような影響を与えているか、具体的にどのようなサポートが必要なのか、今後さらにより大きな日本社会やジェンダー構造という枠組みとの関係についての議論を展開してほしいと感じた。

● 稲葉佳奈子（成蹊大学）・飯田義明（専修大学）／日本の女子サッカー選手のキャリア形成プロセスに関する研究

本報告は、日本の女子サッカー選手のキャリア形成プロセスを、特に高校部活動をキャリア形成の場とする選手に対する質問紙調査によって明らかにしようとするものであった。1990年代以降の経済環境の悪化により若年層のスポーツキャリアは安定的なものではなくなったと言われている。加えて女子選手の場合はキャリア継続が男子と比べて困難な状況にある。稲葉氏および飯田氏は、Jリーグ下部組織クラブの選手等を対象とした定量調査をベースに、男子選手との比較から特徴や課題を探っている。調査は2015年8月に開催された高校女子サッカーフェスティバルの参加選手を対象とし、258から回答を得ている。調査内容は、サッカーを始めた時期やきっかけ、キャリア継続要因、チームに加入した経緯や理由、現在の環境について、将来にについて、キャリア選択において影響を受けた人物など多岐にわたる。

主な結果として報告されたのは、部活動が不足するため地域クラブでサッカーをしていること、高校はサッカー強豪校へ進むものの進路相談はチーム指導者ではなくスポーツ経験のそれほどない母親であること、将来の進路もサッカーに関連しない職業や進学を希望する者が少なくないなどであった。男子とは異なる特徴を示し、キャリア形成プロセスの違いや、継続の困難さが浮き彫りとなった。フロアからも、質的調査等による今後の分析の深化を期待するコメントがなされた。社会経済状況との関わりや、他国との比較などが、日本女子サッカー選手のキャリア形成の特徴と位置づけをさらに明確化するのではないかと感じた。

● 八木久仁子（関西大学）／日本における女子野球の破断的歴史に関する研究

本報告は、日本における女子野球の歴史をたどり、その歩みと分断された歴史をたどること、そしてその消滅の要因をさぐり、今後の女子野球のあり方を論じるものであった。八木氏によると、女子野球は明治期から大正期にかけて行われた「女学校野球」と、昭和終戦後の「女子プロ野球」の2度にわたって行われたが、いずれも数十年間で勢いを失ってしまい、歴史が分断されてしまったという。「女学校野球」時代には、他のスポーツよりも群を抜いて大衆化した野球は「日本古来の女らしさ」を破壊するものとして排除され、女学校の野球は禁止された。昭和終戦後の「女子プロ野球」は破竹の勢いで成長し人気を博したが、商業主義的経営と女性スポーツに対する無理解等により、プロスポーツとして定着せず消滅してしまった。このことから、八木氏が出した結論は、スポーツの制度化の過程から女性が締め出されたこと、そして「みせるスポーツ」としては実力が伴わなかったことなどから、女子野球は「するスポーツ」として継続・進化できなかつたというものである。

八木氏は女子野球という先行研究のほとんどない分野にもかかわらず、非常に豊富な資料を収集し、破断された歴史を鮮やかに私たちの目の前に示した。歴史研究においては、編纂する時代背景や編纂者のバックグラウンドが反映され、女性など社会的なマイノリティの歴史は見えないものとなり、ないものとされてしまうことがある。本報告はマジョリティの描く「正史」に対し、女子野球のあゆみを見えるものとしただけでなく、いまだメジャーではない女子野球の現実を突破する重要なヒントについても示唆したと言えるだろう。

(4) 大会実行委員会・一橋大学大学院社会学研究科合同企画②

2016年3月21日(月) 13:00~14:30: 東2号館3階 2301教室

<特別講演>

「アメリカの大学スポーツ：教育を優先する立場から」

"College sports in America: Thoughts from an educational perspective"

講師：アーロン・ミラー(カリフォルニア州立大学イースト・ベイ校)

Aaron L. Miller, PhD. California State University, East Bay.

コーディネータ：中澤篤史(一橋大学)

講演者のアーロン・ミラー氏は、文化人類学と日本研究(Japanese studies)を専門とするアメリカ人研究者である。ミラー氏の経歴を少し紹介しておく、オックスフォード大学日産現代日本研究所(University of Oxford, Nissan Institute for Modern Japanese Studies)で、日本の学校とスポーツにおける教授法、コーチング、そして「体罰」につい

て、人類学的アプローチから研究し、博士の学位を取得された。その間に、現地調査もかねて2年間、東京大学大学院教育学研究科へ留学しており、コーディネータの中澤とはその折に知り合った。ミラー氏は学位取得後、早稲田大学留学センター・助手、京都大学白眉プロジェクト・助教、スタンフォード大学青年研究所 (Stanford University, Center on Adolescence)・客員研究員などを歴任しながら、現在はカリフォルニア州立大学イースト・ベイ校で講師を務められている。主著は、日本の体罰をテーマとした、*Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japan's Schools and Sports*, Japan Research Monograph 17, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, 2013、である。

(注記) 同書の図書紹介を『一橋大学スポーツ研究』34号(2015年)に書かせてもらったので、興味のある方はご笑覧いただけるとうれしい:

<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/27688/1/sportsk0340000710.pdf>

ミラー氏の研究テーマは、スポーツ・教育・社会の関係であり、とくに日本とアメリカの学校スポーツを対象に研究されてきた。近年はアメリカの大学スポーツの実態や背景に焦点を絞って分析を進められている。本特別講演は、そのアメリカの大学スポーツについて、教育を優先する立場から議論が展開された。本講演の目的は、アメリカの大学スポーツの現状を冷静に評価／批判した上で、そこに教育的可能性を見出し、それを実現するための課題を明らかにすることであった。講演内容は、以下の4つのパートに分けられた。

第1パートでは、アメリカの大学スポーツの主要な特徴であった。職業主義、企業広告の浸透、エリート選手の奨学金、コーチの高給、アマチュア選手からの搾取といった諸点に触れながら、アメリカの大学スポーツが教育よりもビジネスとして特徴づけられると指摘された。

第2パートでは、トップレベル (big-time) の大学スポーツの歴史であった。19世紀後半に、都市化や産業化が進んだアメリカでは、有用な労働者そして健全なアメリカ人を育成するためにスポーツに注目が集まった。ただし、第2次世界大戦後になると、大学スポーツはそうした人間形成重視ではなく、商業主義へと変化していった。その歴史的背景として、大学スポーツのTV放映が自由化されたこと、ケーブルTVが普及したこと、TV局や大学の間で放映権をめぐる競争が激化したこと、大学がスポーツビジネスに参入しはじめたこと、コーチの職業化が進んだことなどが指摘された。

第3パートでは、トップレベルの大学スポーツと新しい教育のあり方であった。大学スポーツはもはや教育的でなくアマチュア的でもなく、職業的であり商業的であるという。NCAA (National Collegiate Athletic Association: 全米大学体育協会)、大学、コーチ、企業、そして一部のトップ選手が、利益を得るシステムができあがっている。ここでミラー氏が強く批判されたのは、その利益が、無償でスポーツをする大部分の「アマチュア」選手からの搾取から生み出されている点であった。

第4パートでは、これから何をすべきかであった。すでにアメリカでは、ジャーナリズムや市民団体、大学教授陣たちが、大学スポーツのあり方に批判を投げかけており、さまざまな議論が展開されている。それに加えてミラー氏が指摘するのは、ビジネスや勝利至上主義ではなく、教育としてアメリカの大学スポーツを再構築する方向性であった。選手であっても授業出席の義務や一定水準の学力を求めるべきであること、広告主や寄付者の言いなりになるのではなくバランスの取れた協働関係をつくりあげるべきこと、搾取されている学生選手をより正当で公平に扱うべきことなどが指摘された。

質疑応答では、大学スポーツ以外に中学・高校スポーツも含めたスポーツと教育の広い関係性にも議論の射程を伸ばしつつ、アメリカと日本を比べた際の共通点や相違点も検討された。その上で、本特別講演を踏まえて、日本の大学スポーツのあり方をどう捉えられるか／どうすべきか、そのために日本のスポーツ研究者が何ができる／何をすべきかが議論された。

文責（中澤篤史／一橋大学）

（５）研究委員会シンポジウム

2016年3月21日（月）14：30～17：30：東2号館2階 2201教室

<研究委員会企画シンポジウム>「スポーツと視覚」

<シンポジスト>

ラリーサ・シンドラー（マインツ大学）

Vis-ability in Martial Arts: How to learn seeing what is being displayed.

鷺谷洋輔（トロント大学）

身体実践をめぐるリアリティの再編成—フィルムエスノグラフィー

磯直樹（大阪大学）

パリ郊外の柔道場のエスノグラフィとビジュアル調査法

<コメンテーター> リー・トンプソン（早稲田大学）

<通訳> 倉島 哲（関西学院大学）

<司会> 石岡丈昇（北海道大学）

今回の研究委員会企画シンポジウムでは「スポーツと視覚」と題して、国内外で活躍する3名の若手研究者に登壇してもらった。ラリーサ・シンドラーさんは、ドイツ語圏で活躍する気鋭の社会学者であり、武術教室のエスノグラフィーを記した *Kampffertigkeit. Eine Soziologie praktischen Wissens*（『闘いのスキル —実践知の社会学』）という著書を2011年に刊行している。今回はその著書で提起された vis-ability（視覚能力＝視覚可能性）という概念をめぐる、映像データを用いながら報告がなされた。

鷺谷洋輔さんは、トロントを拠点に研究する若手研究者で、特にフィルム・エスノグラフィーの可能性を探究している。科学技術社会論（Science Technology Studies）の動向にも目配せしながら、映像を転用した新たな社会記述を構想する鷺谷さんは、視覚障害のアスリートの映像記録を使いながら、身体知を捉える方法論について発表をおこなった。

磯直樹さんは、ピエール・ブルデュエの社会理論研究で著名であり、フランス郊外の柔道場の調査も実施してきた。今回の報告では、フランス郊外をめぐる映画の表象を取り上げながら、しかし磯さん自身はビジュアルメソッドを用いないという立場から、エスノグラフィと映像との関係、さらには学知の前提にも踏み込んだ報告が展開された。

このシンポジウムの準備に当たって、研究委員会は何度も議論を重ねた。その中のひとつの要点は、スポーツ社会学の新たな問題設定を探究するというものだった。スポーツ社会学の研究は、単なるジャーナリスティックな記述を羅列することや、またその時々のもっとも通俗的「社会問題」—“体罰”だの“おり・ぱら”だの—の蘊蓄を披露することでもない。そのため、方法や理論への関心が不可欠になるが、日本のスポーツ社会学はこの点についてどうにも閉塞感が漂う。こうした閉塞感を打破し、新たな方法と主題に沿って問題設定—私たちが議論をするポイントはどこにあるのか—を探りたいと思ったのが、本シンポジウムの発端にあった。かつてゲオルク・ジンメルは、近代社会における視覚の特権化につ

て論じたが、スポーツはまさにこの点が当てはまる。では、この視覚というキーワードからスポーツを捉え返すとどのような研究が構想できるのか、その際に昨今のビジュアルメソッドの隆盛はどう組み合わさるのかといった点を考えながら、3名の登壇者が選定された。

3名の報告は、それぞれ主張が明確であり、しかも対照性を浮き彫りにするものであった。シンドラーさんは、スポーツを実践するには、その手間に「見る学習」が存在することを指摘した。模範演技を見ること、周りの練習の様子を見ること、そうした見る能力が無ければ、技能の習得は難しい。そしてこの「見る学習」が実践知によっておこなわれる点も指摘した。だが、鷺谷さんはさらに進めて、「見る学習」を言語的に分節化すると、それは実践知から切り離された「知識」になってしまうと主張する。しかしスポーツの場面で生じていることは「知識」の習得ではなく、知るという行為の積み重ねでしかないと論じる。この行為の積み重ねの位相それ自体に分け入るために、ビジュアルメソッドが必要になることが主張された。これに対して、磯さんは、そもそもビジュアルメソッドは用いないことを宣言した。研究とはあくまで文字によっておこなわれるものであり、映像に拠っては理論的考察が展開されないと主張した。また、磯さんが対象とするパリ郊外では、安易にビデオカメラを持ち込むことができず、こうしたフィールドの特性からもビジュアルメソッドの制限があることが述べられた。

このように、実践知をめぐって「見る学習」という論点を提示したシンドラーさん、さらにそれを映像の可能性の方へと思考展開した鷺谷さん、それとは逆に文字の可能性の方へと思考展開した磯さんという、3名の対照的な報告が印象的だった。ビジュアルメソッドという新しい手法、さらにはスポーツに深く関係する視覚というトピックをめぐって、私たちがどう考えていけるのか、そういった（日本の）スポーツ社会学の未踏の領域に少しだけ踏み込めたのが、本シンポジウムの成果であったと考えている。

フロアからも多数の質問が飛び出し、時間ぎりぎりまで活発に全体討論がおこなわれた。事象を記述すること（たとえば *thick description* / *thin description*）、概念を作ること（*visibility*）、さらには問題設定のあり方、最新のテクノロジーと学術研究の相互性（アイトラッカーの利用）など、その内容は幅広く刺激的であった。今回のシンポジウムでは、フロアからの意見を効率的に登壇者に橋渡しするために、コメントペーパーを配布した。たくさんの方々のコメントを寄せてくださったフロアの方々に感謝したい。また全体終了後に提出されたコメントペーパーには、今回のシンポジウムがたいへん刺激的で、あっという間の3時間であったと記されたものもあった。私たちの趣旨を理解してくれたオーディエンスが多数いたことを幸いに思う。

研究委員会では、引き続き「視覚」というキーワードから、スポーツ社会学を再考する試みを次年度もおこなう予定である。単に、流行事象を羅列したり追認したりするような飲屋談義に終始しない活動こそが、「研究」活動には必要なことだろう。

文責（石岡丈昇／北海道大学）



2. 2016年度第1回関西学生フォーラム開催のご案内

日時：2016年7月24日（日）14：00～（予定）

会場：龍谷大学セミナーハウス「ともいき荘」2階研修室
京都市営地下鉄「丸太町駅」2番出口から徒歩6分

内容：①個人研究報告会（1人あたり25分報告+15分討論を目安にする）
②今年度の関西学生フォーラム活動予定に関する会議
③懇親会

報告申込締め切り：2016年6月30日

※報告希望者は所属・氏名・演題を明記してください。

問い合わせ先：so063084@ed.ritsumei.ac.jp（立命館大学大学院：佐藤彰宣）



3. 研究委員会からのお知らせ

2016年度の研究テーマ：「スポーツと視覚」

6月25日：第1回関東学生フォーラム

7月24日：第1回関西学生フォーラム

9月25日：第1回研究委員会企画ワークショップ

関西で開く予定。確定次第会員に連絡する。

1月（予定）：第2回研究委員会企画フォーラム

その他、第2回関東学生フォーラム、第2回関西学生フォーラムを開催予定

3月：年次大会で研究委員会企画として「スポーツにおける見えるものと見えないもの」
（仮題）のシンポジウムを開催

研究委員長 リー・トンプソン（早稲田大学）



4. 編集委員会からのお知らせ

会員の皆様 『スポーツ社会学研究』投稿論文募集中

今年四月（2016年4月）より、『スポーツ社会学研究』への投稿は、締め切り日を廃止し、いつでも投稿できるように通年受付としました。また掲載が決まった論文についてはJ-Stageにて早期公開を行っています。

現在第24巻第2号の編集を進めていますが、次の第25巻第1号に向けての投稿もお早めにご応募下さるようご案内申し上げます。新しい方式では、査読回数も増やし、より論文の完成度を高められるようになっていきます。学会HPの『「スポーツ社会学研究」の発行に関する規定』をご覧の上、編集委員会（jjosshensyu@gmail.com）まで投稿下さい。ご応募のほどお待ちしております。

編集委員長 山下高行（立命館大学）



5. 広報委員会からのお知らせ

学会誌『スポーツ社会学研究』掲載論文の J-Stage 掲載再開に伴い、学会ホームページの既刊論文ページと J-Stage の当該ページとのリンク作業を進めています。まだ作業が途中ですので見づら部分もあると思いますが、今後、順次作業を進めていく予定です。その他、学会ホームページに関してご意見やご要望がございましたらお寄せください。

広報委員長 高峰 修 (明治大学)



6. 電子ジャーナル委員会からのお知らせ

2016年3月の総会で報告しましたように、学会誌『スポーツ社会学研究』の投稿論文について、掲載が決まった論文を電子化し J-Stage (科学技術振興機構) にて早期公開論文としてアップロードします。早期公開された論文はその後に刊行される学会誌 (紙媒体) で刊行され、J-Stage 上で本公開論文としてアップロードします。このことにより、いち早く論文を公開することが可能になるとともに、アクセスが容易になります。

J-Stage 上の『スポーツ社会学研究』のサイトはこちらにあります。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjsss/-char/ja/>

また、これまで学会誌は 2008 年 (第 16 巻) まで電子化・公開されてきましたが、それ以後の既刊誌 (第 17 巻 (2009 年) ~ 第 24 巻第 1 号 (2016 年)) について、今年一年をかけて同じく電子化し、J-Stage 上で公開します。6 月現在、第 24 巻第 1 号 (2016 年)、第 23 巻第 1 号・第 2 号 (2015 年) が公開済みで、7 月には第 22 巻第 1 号・第 2 号 (2014 年) を公開する予定です。公開が完了次第、会員メーリングリストでお知らせいたします。公開を開始してから 1 ヶ月の統計では、第 24 巻第 1 号に掲載された 2 論文に対して、すでに 237 の全文ダウンロードが行われています。

投稿論文は編集委員会で掲載が決まった時点で早期公開、本公開と電子化のプロセスに入りますが、特集論文は紙媒体での刊行後一年を経て電子化することにしていきますので、3 月刊行の第 24 巻第 1 号が電子化されるのは 2017 年 3 月以降になります。

以上の電子化の作業にあわせて、電子ジャーナル委員会では掲載方法の議論を進めるとともに、編集委員会との役割分担を明確にし、電子化の方法を詳細に記した二つの規程を整備しました。いずれの規程も学会ホームページでご覧いただくことができます。

・電子ジャーナル委員会規程

http://www.jsss.jp/_src/sc318/5_201603_ejournal_iinkai_kitei.pdf

・「スポーツ社会学研究」(電子ジャーナル) 発行に関する規程

http://www.jsss.jp/_src/sc317/4_201603_ejournal_kitei.pdf

電子化の過程でご承知おきいただきたいのが以下の文献表記方法です。早期公開論文と本公開論文では論文内容は同じものの、本公開論文は紙媒体の通し番号が記載されるなど

別の PDF が準備されることから、文献の表記方法を新しく決めました。早期公開論文を引用した論文が、Web 上で本公開論文にたどり着くことを可能にする DOI (Digital Object Identifier) を付与していますので、それを記載いただくことにします。DOI は J-Stage 上の各記事に記載されています。具体的には以下のように記載してください。このことは編集委員会が定める「スポーツ社会学研究」の発行に関する規定にも記載されています。

谷口勇一, 2014, 「部活動と総合型地域スポーツクラブの関係構築動向をめぐる批判的検討—『失敗事例』からみえてきた教員文化の諸相をもとに—」, 日本体育学会編『体育学研究』(早期公開論文), 1-4, <http://doi.org/10.5432/jjpehs.s.13078>.

電子ジャーナル委員会では、既刊誌の電子化とともに、9 月刊行予定の学会誌に掲載が決まった論文の電子化を進めて参ります。電子化の作業では事務作業を担当していただく創文企画さんとともに、ワーキンググループのメンバーを中心に、委員会で電子化にともなう誤変換のチェック作業を行っています。これが相当骨の折れる作業ですので、引き続き委員会の活動にご理解を賜れましたら幸いです。

電子ジャーナル委員長 石坂友司 (奈良女子大学)



7. 2015 年度第 3 回理事会議事録

期 日：平成 28 年 3 月 20 日 (日) 10:00~13:00

場 所：一橋大学 東 2 号館 2 階 2203 番教室

出席者：石岡、石坂、菊、倉島、坂、清水、杉本、高峰、トンプソン、中江、松尾、松田、水上、山下 (以上、理事)、内海、黒田 (以上、監事)、高尾 (事務局次長)、橋本純一、橋本政晴 (以上、第 26 回大会開催校)

欠席者：後藤

1. 報告事項

(1) 2015 年度事業報告および決算報告

・編集委員会

山下委員長より、『スポーツ社会学研究』第 23 巻第 2 号および第 24 巻第 1 号の編集作業、2015 年会計に関する報告があった。論文投稿の傾向として、投稿者は増加しているものの、論文構成や論文執筆の「作法」に関する問題があるケースが目立つため、採択率は 25% を下回っている状況にあるとのことだった。上記 2 号の投稿論文 3 本のうち 2 本が継続投稿によるものであり、今次のシステム変更によって査読回数が増えることで、状況が好転することが期待されるとのことだった。

・研究委員会

トンプソン委員長より、2015 年度の活動および会計に関する報告があった。関西、関東それぞれの 2 回の学生フォーラム、研究例会、研究委員会主催シンポジウムの概要について説明がなされた。このなかで、学生フォーラムや例会の参加者数などの具体的な成果を説明に盛り込んでほしいとの意見があった。

なお、海外から招聘したシンポジストへの謝金について、2016年予算に計上されていないとの指摘があったが、これについて改めて支出することが確認された。

・国際交流委員会

松田委員長より、2015年度の活動および会計に関する報告があった。メール審議および学会大会でのランチョンミーティング開催に関して説明があった。また、協定による日韓スポーツ社会学会間交流を再開する予定であったが、諸要因のため次年度に延期するとのことであった。その他、ISSAとの連携強化や国際関係の再構築に関する必要性について説明があった。

・広報委員会

高峰委員長より、2015年度の活動および会計に関する報告があった。具体的には、3つの会報（第65号から第67号）の作成・発行、ホームページ上の情報整理と更新に関して説明があった。

・電子ジャーナル委員会

石坂委員長より、2015年度の活動および会計に関する報告があった。予定されていた既刊誌のアップ作業は2016年度に延期して行うとのことだった。また、電子公開の方法および編集委員会との所掌分担に関する新たな規定（『スポーツ社会学研究』（電子ジャーナル発行に関する規定）」および「電子ジャーナル委員会規定）」に関する説明があった。

・創立25周年記念誌委員会

松田委員長より、2015年度の活動および会計に関する報告があった。当初の計画より若干作業が遅れているが、25回大会の情報も加える形で作業を続けていくとのことだった。

・事務局

事務局より2015年度の活動および会計に関する報告があった。全体の決算報告に関して、学会誌の販売売上げの収入については、2016年収入に繰り込む形の修正が了承された。また、入退会者の現況についても説明がなされた。

2. 審議事項

(1) 2016年度事業計画および予算案

・編集委員会

山下委員長より、2016年度の事業計画の報告および予算要求がなされた。次年度は新システムの本格稼働に伴い、予想がつかないケースの発生も想定されることから、通常経費に加えて50,000円程度を全体の予備費から計上する点について審議し、これを承認した。

また、新しい編集システムの稼働に伴い、『スポーツ社会学研究』の発行に関する規定」および『スポーツ社会学研究』常時受付・査読システムの運用内規（案）」、『スポーツ社会学研究』投稿原稿の作成について」のそれぞれについて改正案が提出された（これらは既に2月27日（土）の時点で、理事長を通じてメールで意見や質問が募られていたが、理事会前に質問や意見等は寄せられなかった）。

このなかで、山下委員長から『スポーツ社会学研究』の発行に関する規定」内「I. 編集規定」第4条の「投稿することができるのは、投稿の1年前以前に入会が認められた本学会会員とします」という文言に関して、常時受付の開始に伴い、どの時点で1年経過とするのか（つまり投稿資格を得たと判断するのか）を明確化する必要があるとい

うことで、この点について審議が求められた。

従来、運用上は、入会の翌年度の年度会費を納めた時点で投稿資格を得るという形をとってきたが、審議の結果、このことも踏まえて、新入会員については、「入会に関する理事会承認を得ている」という点、および「2年分の年度会費を納付していること」という趣旨の文言を入れることに変更することで了承された。

その他、事業計画、予算要求、各種規定の改正案についても承認された。

・研究委員会

トンプソン委員長より、2016年度の事業計画の報告および予算要求がなされた。次年度も今年度と同様、「スポーツと視覚」というテーマのもとに例会やシンポジウムの準備を進めていくことが提案された。予算については例年通りの額が請求された。

審議の結果、これらを承認した。

・国際交流委員会

松田委員長より、2016年度の事業計画の報告および予算要求がなされた。課題となっているISSAとの連携については、2016年度の学会大会にISSA会長を招聘することを計画しており、この予算措置については2016年度の予算に計上する案が提示された。

審議の結果、これを承認した。

・広報委員会

高峰委員長より、2016年度の事業計画の報告および予算要求がなされた。審議の結果、ともに承認された。

・電子ジャーナル委員会

石坂委員長より、2016年度の事業計画の報告および予算要求がなされた。また、「電子ジャーナル委員会規定(案 2016.2.21)」の内容についても審議が求められた(2月27日(土)の時点で、理事長を通じてメールで意見や質問が募られていたが、理事からの反応は特に無かった)。審議の結果、これらを承認した。

・創立25周年記念誌委員会

松田委員長より、2016年度の事業計画の報告および予算要求がなされた。体裁等、編集のプロを通す必要性が出てきたため、創文企画に改めて見積を依頼したところ、740,340円の見積額が提示された。これによって当初予算での不足分が生じるが、この分に対する措置として特別会計からの追加支出の可否について審議が求められた。審議の結果、これらを承認した。

・事務局

坂事務局長より、2016年度の事業計画および予算、会員の新規入会および退会者の承認に関する審議が求められた。審議の結果、これらを承認した。

・倫理規定検討WG

杉本理事長より、「日本スポーツ社会学会倫理規程」についての事前のメール審議での意見に対して、WGで検討した結果の報告がなされ、下記のような修正案が提案された。これについて審議した結果、修正案を承認した。

旧	新
<p>第9条 著作権侵害の禁止</p> <p>会員は、研究・調査・教育におけるオリジナリティを確保し、成果の公表に際しては、他の研究者、学会が保有する著作権の侵害を行わない。本学会が保有する著作権の範囲は、本会の機</p>	<p>第9条 著作権侵害の禁止</p> <p>会員は、研究・調査・教育におけるオリジナリティを確保し、成果の公表に際しては、他の研究者、学会が保有する著作権の侵害を行わない。</p>

<p>関誌に掲載された著作物、その「複製権」、「公衆通信権」、「翻訳権」、「二次的著作物の利用権」などすべてのものを含む(会則第3条の2)。学会機関誌に掲載された自らの著作物を書籍刊行等に利用する場合は、学会の承認を得ること、また初出情報を明記することが必要である。</p>	
<p>第10条 剽窃・二重投稿の禁止 会員は、剽窃、自己剽窃(自らが執筆した過去の著作物からの大幅な無断引用)、アイデアの盗用を決して行わない。他者の著作物を引用・参考にする場合は、出典を明記し、剽窃のそしりを受けないように十分留意する。本会機関誌にとどまらず、他誌への論文投稿においても二重投稿を行わない。</p>	<p>第10条 剽窃・二重投稿の禁止 会員は、剽窃、自己剽窃(自らが執筆した過去の著作物からの大幅な無断引用)、アイデアの盗用を決して行わない。<u>また、本会機関誌にとどまらず、他誌への論文投稿においても二重投稿を行わない。</u></p>
<p>第12条 学会運営に関する秘密保持 会員は、学会運営にかかわる職務上知り得た情報(たとえば、理事会における会員のプライバシーに関する情報や、編集委員会における投稿者や査読者、査読判定結果など)の秘密は厳守する。</p>	<p>第12条 学会運営に関する秘密保持 会員は、学会運営にかかわる職務上知り得た情報(たとえば、理事会における会員のプライバシーに関する情報や、編集委員会における投稿者や査読者、査読判定結果など)の秘密を<u>厳守</u>する。</p>

(2) 第26回大会の開催について

信州大学の橋本純一、橋本政晴両氏より、第26回大会の進捗状況について説明があった。なお、信州大学松本キャンパスでの開催(平成29年3月20~21日)を予定していたが、学年暦に関わる事情により、同大学長野キャンパスにて平成29年3月18日(土)~19日(日)での開催へと変更したいとの申し出があった。審議の結果、これを承認した。

(3) その他

・「日本スポーツ社会学会役員選出細則」改正について

杉本理事長より、「顧問」の役職に関する規定を明確化するという趣旨で「日本スポーツ社会学会役員選出細則」第14条の改正案が提出された。

旧	新
<p>第14条 (顧問) 顧問は、理事会が以下のいずれかの推薦条件を満たす会員から役員改選期ごとに選出する。会員がこれを受諾した場合、理事会は総会に顧問を推薦し、その議を経て決定する。 1.会長を勤め、かつ65歳以上となった正会員。 2.役員を通算7期以上勤め、かつ65</p>	<p>第14条 (顧問) 顧問は、理事会が以下のいずれかの推薦条件を満たす会員から役員改選期ごとに選出する。会員がこれを受諾した場合、理事会は総会に顧問を推薦し、その議を経て決定する。 1.会長を勤め、かつ65歳以上となった正会員。 2.役員を通算7期以上勤め、かつ65</p>

<p>歳以上となった正会員。 3.上記2項と同等の功績があると認められる正会員。</p>	<p>歳以上となった正会員。 3.上記2項と同等の功績があると認められる正会員。 <u>なお、会費は徴収せず、被選挙権は有しないものとする。</u></p>
--	--

審議の結果、これを承認し、総会に上程することとなった。

・理事会規定（案）の策定について

杉本理事長より学会大会の運営に関わり、各員会の企画の調整が必要であるとの認識から、事前に理事会に諮る方向で進めたいとの提案があり、承認された。なお、これに伴い懸案事項である理事会規定（案）を次回の理事会に提案することとなった。

・会計年度と予算執行について

会計年度の変更に伴って、1～3月期の予算執行が理事会・総会承認を経ないまま行われるという問題がある、と指摘された。これについて、中江前事務局長より、各委員会が夏の理事会で予め翌年の事業計画および予算の概略を提出し、理事会での事前承認を得ておくことが解決策として妥当ではないか、との意見が提示された。審議の結果、今後はそのように進めていくということが承認された。

以上



8. 2015年度日本スポーツ社会学会総会議事録

期 日：平成 28 年 3 月 20 日（日）17：00～18：30

場 所：一橋大学 東 2 号館 2 階 2201 番教室

1. 議事に先立って

(1) 会長挨拶

菊会長から開会の挨拶が行われた。

(2) 実行委員長挨拶

坂上大会実行委員長の挨拶が行われた。

2. 議長選出

杉本理事長から議長の推薦が呼びかけられたが、会場の会員からはあがらなかったため、理事長から橋本純一会員が推薦され、承認された。

3. 審議事項

(1) 2015年度事業報告・決算報告

・編集委員会

山下委員長より 2015 年度の活動について報告があった。審議の結果、これを承認した。

・研究委員会

トンプソン委員長より 2015 年度の活動について報告があった。審議の結果、これを承認した。

- ・国際交流委員会
松田委員長より 2015 年度の活動について報告があった。審議の結果、これを承認した。
- ・広報委員会
高峰委員長より 2015 年度の活動について報告があった。審議の結果、これを承認した。
- ・電子ジャーナル委員会
石坂委員長より 2015 年度の活動について報告があった。審議の結果、これを承認した。
- ・創立 25 周年記念誌委員会
松田委員長より 2015 年度の活動について報告があった。当初の予定より作業が遅れているが、25 回大会の情報を収録したうえでの刊行を目指すとのことだった。審議の結果、これを承認した。
- ・事務局
事務局より 2015 年度の活動および会計に関する報告があった。入退会者の現況についても説明がなされた。審議の結果、これを承認した。

(2) 2014 年度決算報告・2015 年 4 月～12 月決算報告・監査報告

2014 年度決算について、中江前事務局長より報告があり、これについて小谷前監事から適切に処理されているとの監査報告があった。また、2015 年 4 月～12 月期の決算について、坂事務局長より報告があり、これについても黒田監事から適切に処理されているとの監査報告があった。審議の結果、これらをともに承認した。

(3) 審議事項

- ・編集委員会
山下委員長より 2016 年度の事業計画および予算について説明があった。審議の結果、これを承認した。
- ・研究委員会
トンプソン委員長より 2016 年度の事業計画および予算について説明があった。審議の結果、これを承認した。
- ・国際交流委員会
松田委員長より 2016 年度の事業計画および予算について説明があった。審議の結果、これを承認した。
- ・広報委員会
高峰委員長より 2016 年度の事業計画および予算について説明があった。審議の結果、これを承認した。
- ・電子ジャーナル委員会
石坂委員長より 2016 年度の事業計画および予算について説明があった。審議の結果、これを承認した。
- ・創立 25 周年記念誌委員会
松田委員長より 2016 年度の事業計画および予算について説明があった。体裁等、編集のプロを通す必要性が出てきたが、この料金を特別会計から支出するという点に関して審議が求められた。審議の結果、これを承認した。
- ・事務局
坂事務局長より 2016 年度の事業計画および予算案について説明があった。審議の結果、これを承認した。

(4) 規則改正について

杉本理事長より、「顧問」の役職に関する規定を明確化するという趣旨で「日本スポーツ社会学会役員選出細則」第 14 条の改正案が提出された。

旧	新
<p>第 14 条（顧問） 顧問は、理事会が以下のいずれかの推薦条件を満たす会員から役員改選期ごとに選出する。会員がこれを受諾した場合、理事会は総会に顧問を推薦し、その議を経て決定する。</p> <p>1.会長を勤め、かつ 65 歳以上となった正会員。 2.役員を通算 7 期以上勤め、かつ 65 歳以上となった正会員。 3.上記 2 項と同等の功績があると認められる正会員。</p>	<p>第 14 条（顧問） 顧問は、理事会が以下のいずれかの推薦条件を満たす会員から役員改選期ごとに選出する。会員がこれを受諾した場合、理事会は総会に顧問を推薦し、その議を経て決定する。</p> <p>1.会長を勤め、かつ 65 歳以上となった正会員。 2.役員を通算 7 期以上勤め、かつ 65 歳以上となった正会員。 3.上記 2 項と同等の功績があると認められる正会員。 <u>なお、会費は徴収せず、被選挙権は有しないものとする。</u></p>

審議の結果、これを承認した。

(5) 第 26 回学会大会の開催について

信州大学の橋本政晴会員より、信州大学長野キャンパスにて開催することが諮られた。審議の結果、承認した。平成 29 年 3 月 18 日（土）・19 日（日）の開催予定であることもあわせて報告された。

4. 報告事項

- ・「日本スポーツ社会学会倫理規定」
杉本理事長より、「日本スポーツ社会学会倫理規定」について報告があった。
- ・会員の動向について
坂事務局長から会員の入退会の動向について報告があった。

以上



9. 事務局からのお願い

新年度となり、年度会費納入依頼がお手元に届いているかと思えます。どうぞ速やかに納入いただきますようお願いいたします。

また、例年この時期には所属先が変わる、あるいは転居される会員の方が非常に多くなっております。ご所属先や郵便物送付先住所のご変更がある場合、速やかに事務局までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。本会からの郵便物は通常の郵便とは異なり、転居先に転送される設定にはなっておりません。十分にご注意願います。年度会費納入の依頼が未着の方は、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、会員種別の変更や退会につきましても、必ずメールもしくはお葉書にてお知らせ願います。ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。



編集後記

このたび、会報 66 号の編集を主に担当させていただきました。所用により不参加であった学会大会の報告内容を大変興味深く拝読致しました。ご多忙の折にもかかわらず、報告原稿をご執筆いただいた座長ならびに関係の先生方に対し、心より感謝申し上げます。

私の住んでおります九州の地においては、ご承知の通り、4 月に「熊本地震」が発生致しました。いまもなお、多くの被災者が不自由な生活を送っておられます。心よりお見舞い申し上げます。かくいう、私も身内が熊本県で被災しており、数度にわたり現地入りしました。最近では避難所の数も減り、日常の生活が徐々に再開されようとしています。子どもたちを取りまくスポーツ事情は大変だったようです。中体連、高体連関係の競技会は中止や延期等が相次いでいます。そんな中、避難所周辺でランニングをしていた高校生（陸上競技部員）から聞いた言葉は見事でした。「こぎゃん（こんな）状況ですけん、インターハイに出て熊本はつまらん（だめ）でもしよんなか（しかたない）と言われるのが悔しかですもんね。絶対、根性みせて、がんばらんとと思ひよります！」。その高校生は先日の南九州予選大会を見事通過、インターハイ出場を決めました。すごいなあ。

スポーツは被災地に元気と勇気をもたらす、とよく言われます。確かにそうなのでしょう。しかし、逆の見方もありはしないのかと思ってしまう。被災（逆境）がスポーツをスポーツたらしめるのではないかと。そもそもスポーツには苦痛や苦悩が付き物であり、プレイヤーはそれと対峙しながらも、時として弱音を吐いてしまう。スポーツを取りまく社会が逆境に遭遇したとき、ひと（プレイヤー）は、軽く弱音を忘却することになるのではないか、との思いに至ります。

20 数年前、荒井貞光先生（元広島市立大学）と「スポーツと平和」研究に取り組みました。スポーツは平和な社会形成に貢献します。ただ、「平和」過ぎると、スポーツ（ひと）は進化しないのかもしれない、と自戒を込めて思うこの頃であります。

（谷口勇一／大分大学）

- | |
|---|
| <p>◆ 学会への連絡、入退会、住所・所属・メール等の変更、会費納入、その他の各種手続き
日本スポーツ社会学会事務局 坂なつこ【事務局長】 高尾将幸【事務局庶務】
E-mail: jsssjimukyoku@gmail.com</p> <p>◆ 学会公式ホームページ
日本スポーツ社会学会公式ホームページ
http://www.jsss.jp/</p> |
|---|